

## 自動車等使用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、兵庫県立森林大学校生（以下「大学校生」という。）が、自動車等を使用する場合における条件、手続き及び遵守事項等について必要な事項を定める。

(用語の意味)

第2条 この内規でいう自動車等とは、普通自動車、自動二輪車及び原動付自転車をいう。

(使用許可の範囲)

第3条 自動車等の使用許可の対象とする大学校生は、全大学校生とする。

- 2 使用許可は、学校活動（通学、学校主催の課外学習・研修等）に対して行うものとする。
- 3 使用許可は、大学校が使用する全ての自動車等に対して行うが、通常の使用はその中の1台に限定する。

(使用許可の申請等)

第4条 大学校生は、自動車等を使用するときは、自動車等使用許可申請書（様式第1号）を大学校長に提出し、許可を受ける。

- 2 大学校生は、使用する可能性のある全ての自動車等について、添付資料を添えて申請する。
- 3 使用する自動車等は、車検を受け、自動車損害賠償責任保険に加入したものでなければならない。
- 4 不正改造した自動車等は、許可しない。
- 5 自動車等の事故について、本大学校内外を問わず当事者がその責を負い、本大学校は一切その責を負わない。

(許可事項の変更)

第5条 自動車等使用許可事項で、次の事項に変更のあるときは、事前に自動車等使用関係事項変更届出書（様式第2号）を大学校長に提出する。

- (1) 使用する自動車等を変更するとき（変更または削除）
  - (2) 自動車等の車検、自動車損害賠償責任保険の有効期間が満了するため車検及び各保険を更新したとき
- 2 校長は、自動車等使用関係事項変更届出書の内容を検討し、適当であると認めるときは、受理印を押した写しを交付するものとする。

(遵守事項)

第6条 自動車等の使用を認められた学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自動車等の運行にあたっては、交通法規を遵守し、安全運転を心掛けること。
- (2) 自動車等を本校内に駐車する場合は、必ず定められた場所に駐車するとともに、自動車等使用許可証を自動車の前部または後部から確認できる場所(車内)に置く。
- (3) 事故を起こしたときは、必ず大学校長へ報告する。
- (4) 自動車等を、他人に運転させない。
- (5) 許可対象自動車等であっても、複数の自動車を本校に駐車させてはならない。
- (6) 許可された自動車等を、不正に改造してはならない。

(許可の取り消し等)

第7条 大学校長は、本内規に違反した者、及び事故を起こした者については、職員会議において意見を徴し、許可を取り消すことができる。

- 2 無許可で自動車等を使用した者は、1週間の停学処分を課することができる。
- 3 飲酒(酒気帯び・酒酔い)運転をした者は、原則、退学処分とする。同乗者、飲酒運転者への自動車等の提供者も同様とする。

附則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

この内規は、令和3年4月1日から施行する。